

○農林水産省告示第二百五十号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の二の項の規定に基づき、昭和五十年七月五日農林省告示第六百九十三号（フィリピン共和国から発送されるマニラスパー種のマンゴウの生果実に係る農林大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成元年三月七日から施行する。

平成元年三月一日

農林水産大臣 羽田 孜

四 生産地のように改める。

四 生産地における消毒

蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、生果実の中心温度を四十六・〇度とし、その温度以上で十分間消毒すること。